

公益財団法人大島育英会 奨学生募集要項
(2026年度進学予定者・給付型奨学金)

1. 応募資格

2026年4月より東京都内の大学・短大に進学を予定し、学力優秀かつ志操堅固でありながら経済的事由により学費の支弁が困難な者

- 内定となった場合でも東京都以外の大学・短大へ進学が決定した場合は、不採用となりますのでご注意ください
- キャンパスが都外でも、大学の本部が東京都内であれば採用対象となります
- 所得制限は設けませんが、所得の種類、金額、世帯構成、家庭の事情等を総合的に考慮します
- 選考は基本的に学業に対する姿勢（成績）を重視します

2. 奨学金給付期間

2026年4月より正規の最短修業年限

3. 奨学金給付金額

2025年度前期給付額 月額50,000円（基本月額25,000円＋増額分25,000円）

- 基本月額に加算する増額分の給付の有無及び金額を半期ごとに決定します
- 返還の義務及び卒業後の進路に対する制約はありません
- 他の奨学金との併用も可能です
- 毎月、本会指定銀行の奨学生本人名義の口座へ振込みます

4. 採用予定数

20名程度（昨年度の採用倍率約2倍）

5. 推薦人員

1学校 2名まで（全日制・定時制合わせて）

6. 提出書類

- (1) 奨学生願書（履歴書・身上調書）※ガクシー応募フォームより記入
 - (2) 学校長推薦書
 - (3) 学業成績証明書又は調査書
 - (4) 住民票（同居の家族全員分、3ヶ月以内に取得したもの、マイナンバーの記載のないもの）
 - (5) 保護者の所得を証明する書類 ※必ず後記案内参照のこと
 - (6) 応募作文（将来の目標・家庭状況・奨学金の必要性等をふまえた応募理由について）
※ガクシー応募フォームより記入
- (2)の推薦書は、本会指定フォーマットをガクシー、または本会ホームページよりダウンロードしてお使いください
 - 提出書類に不備のある場合の応募は認められませんので、ご注意願います
 - 提出書類は返却いたしませんのでご承知おきください
 - 次頁の「個人情報の保護について」をご確認いただき、ご同意の上、お申し込みください

7. 応募方法

- ①奨学金サイト「ガクシー」へ会員登録（無料）
- ②ガクシー応募フォームに必要事項を入力、書類をアップロードして提出
 - 学校長の推薦が必要となりますので、まずは在籍の高等学校にお申し出ください
 - 高等学校の指定はありません

8. 受付締切

2025年7月1日（火）15時00分まで

9. 選考方法

- 【第一次選考】書類選考（7月末前後）
- 【第二次選考】面接選考（8月下旬）
 - 第一次選考の結果と面接の日時は学校及び本人宛に通知します

10. 採用内定

2025年9月初旬までに学校及び本人宛に通知します

11. 採用決定

採用内定者が大学進学決定後、必要書類を提出し採用が決定します

12. 奨学生の義務

- ①本会奨学規程の遵守
奨学規程は本募集要項4頁目に添付しています
- ②本会が年1回開催する近況報告会への参加
その他、奨学生同士やOBOGとの交流、見識を深めるためのイベント(講演会、懇親会、旅行、セミナー等)を提供しておりますので、いずれも参加費無料で、自由に参加していただけます
- ③年1回の成績証明書と生活状況報告書の提出
 - 上記義務を十分に果たせない場合は、奨学金の給付を休止、停止、廃止することがあります

13. その他

採用内定者となった方が2026年3月末までに大学に合格できなかった場合、翌年の奨学生募集に再応募することが可能となります（推薦書等提出書類が一部免除されます）

個人情報の保護について

募集時に取得した情報は、当会の個人情報保護方針に基づき適切に管理し、奨学生選考、奨学事業に関する業務の適正な範囲内において使用し、その他の目的には利用しません。

【保護者の所得を証明する書類について】

- ① 父母両方（もしくはそれに代わる扶養者）の昨年の年収金額を証明する課税証明書又は非課税証明書を提出してください。
- ② 父母両方（もしくはそれに代わる扶養者）について、所得の無い場合でも提出してください。（専業主婦や扶養控除の範囲内の収入であっても提出が必要です）
- ③ 2025年1月以降に昨年と収入が大きく変わった（変わる）場合は、その理由と年収見込み額をガクシー応募フォームの「その他特記事項2」欄に記入してください。
（就職の場合は、直近の給与明細書のコピーも提出してください）
- ④ (非)課税証明書の金額がガクシー応募フォームに入力した年収金額と異なる場合には、その理由を応募フォームの「その他特記事項2」に記入してください。

<お問い合わせ先>

公益財団法人大島育英会 事務局 （担当 川並・岩田）

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-28 株式会社ナカノフドー建設内

TEL： 03-3265-4660（ナカノフドー建設秘書室内）

E-mail： jimukyoku@oshima-ikueikai.or.jp

URL： <https://oshima-ikueikai.or.jp>

公益財団法人大島育英会奨学規程

第1章 総則

(奨学生の資格)

第1条 本会の奨学生となるものは、東京都内に所在の短期大学、大学又は大学院に在学する学生のうち、志操堅固、学力優秀でありながら、経済的事由により就学困難と認められるものでなければならない。

(奨学生の種類)

第2条 奨学生の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 短期大学奨学生
- (2) 大学奨学生
- (3) 大学院奨学生

(奨学金の給付期間及び金額)

第3条 奨学金を給付する期間は、原則として正規の最短修業年限とする。

2 次の各号の一に該当すると認める場合には、正規の最短修業年限を超え1年間を最大として、奨学金を給付する期間を延長することがある。

- (1) 大学院博士後期課程に在籍し、学位取得の見込みがあるとき。
- (2) 成業の見込みがあるものの、傷痕、疾病、その他やむを得ない事情により修業年限が延長されたとき。

3 前項の期間中に給付する奨学金の額は、原則として次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 短期大学奨学生 | 月額 金25,000円 |
| (2) 大学奨学生 | 月額 金25,000円 |
| (3) 大学院奨学生 | 月額 金25,000円 |

ただし、半期ごとに上記の奨学金月額を理事会の決定により増額することがある。

第2章 奨学生の採用と奨学金の給付

(奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

第4条 奨学生志望者は、本会あての奨学生願書に、次の書類を添えて本会に提出するものとする。

- (1) 在学校長の推薦書
- (2) 履歴書
- (3) 身上調書
- (4) 住民票
- (5) 学業成績証明書
- (6) 保護者の所得を証明する書類
- (7) 応募感想文

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在学学校長及び本人に通知する。なお、上級学校進学の場合は本人に通知する。

2 通知を受けた申請者は、志望校の入学手続きをし、本会へ通知のうえ、身元保証人連署の誓約書を提出して本会の奨学生となる。

(奨学金の給付)

第6条 奨学金は、毎月一定日に給付するものとし、特別の事情があるときは、2箇月分以上を合わせて給付することができる。

2 奨学金の給付は、原則として直接本人に送金して行うものとする。

(奨学金受領書の提出)

第7条 奨学金の給付を現金で受けた奨学生は、その都度、ただちに奨学金受領書を提出しなければならない。

(学業成績及び生活状況の報告)

第8条 奨学生は、毎年度末の学業成績表及び生活状況報告書を理事長あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

2 前項の(1)、(2)の場合は、身元保証人と連署のうえ、届け出なければならない。

3 奨学生が死亡したときは、身元保証人は直ちに届け出なければならない。

(奨学金の休止、停止及び給付期間の短縮)

第10条 奨学生が休学又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を休止することがある。

2 奨学生が本会への通知、報告もしくは届出を怠ったとき、長期にわたり連絡不能となったとき、又は奨学生の学業もしくは操行などの状況により、指導上必要があると認められたときは、奨学金の給付を停止すること、奨学金の給付期間を短縮すること、又はその両方の処分を行うことがある。

(奨学金の復活)

第11条 前条の規定により奨学金の給付を休止又は停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の給付を復活することがある。ただし、奨学金を停止された場合の停止していた期間の奨学金を給付するときは、第3条第2項の月額25,000円のみを給付し、増額分は給付しないことがある。

(奨学金の廃止)

第12条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学金の給付を廃止することがある。

- (1) 傷痍、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (6) その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。
- (7) 第9条に定める届出義務を怠ったとき。

(8) 提出書類又は届出事項に虚偽があったとき。

(9) 第 10 条第 2 項による奨学金停止の状態が、傷痍、疾病、その他やむを得ない事情がある場合を除き、3 箇月以上続いたとき。

(奨学金の返還)

第 13 条 奨学生が届出の怠り、隠ぺい等により第 1 条に定める奨学生としての資格がない状態で奨学金を受けていた場合には、当該期間に給付した奨学金の返還を求めることがある。

(奨学金の辞退)

第 14 条 奨学生は、事情により奨学金の辞退を申し出ようとする場合は、身元保証人と連署のうえ、奨学金辞退願を提出しなければならない。

2 奨学生が早期卒業制度により 4 年未満で大学を卒業し奨学金を辞退するとき、奨学金月額 2 箇月分を限度として報奨金を給付することができる。

(他の奨学金との関係)

第 15 条 奨学生は、他の奨学金と併用することができる。

(入学支度金)

第 16 条 短期大学、大学又は大学院に入学する奨学生に対し、入学支度金を給付することがある。給付の有無、時期及び金額は理事会において決定する。

第 3 章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第 17 条 本会は、奨学生を社会有用の人材として育成するため、一般教養の高揚等の指導、及び学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

第 4 章 補則

(実施細目)

第 18 条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 平成 23 年 3 月 28 日改正

3 平成 23 年 5 月 20 日改正

4 平成 29 年 3 月 24 日改正

5 平成 31 年 3 月 22 日改正

6 令和 2 年 3 月 31 日改正

7 令和 3 年 3 月 26 日改正

8 令和 7 年 3 月 31 日改正